第一款　子会社化直後の特例手法

（子会社化直後の特例）

第百七十七条　連結ベース又は前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算に当たっては、第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等（連結ベースにあっては外国の連結子会社等（控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）を除く。）をいい、前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースにあっては外国の連結対象会社をいう。以下この節において同じ。）が基準日以前二年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった場合に、当該外国の子会社等に関して第三章から第五章までの規定に基づく計算を行うことが困難であるやむを得ない理由があるとき、当該外国の子会社等に係る計算に関して子会社化直後の特例手法（次条に規定する子会社化直後に利用可能な外国の子会社等に係る簡便的な計算手法をいう。以下この節において同じ。）を適用することができる。ただし、当該外国の子会社等に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

２　中間期末にあっては、前項の規定に加え、前事業年度末における子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

（子会社化直後の特例手法）

第百七十八条　子会社化直後の特例手法とは、子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算を次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うことをいう。

一　第三章に規定する経済価値評価　第九条及び第十条において、貸借対照表等上の子会社化直後の特例手法適用子会社に係る額を、組替え（ただし、第九条第五号に規定する規制上の準備金の組替えを除く。）及び評価替え（ただし、第十条第六号に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の評価替えを除く。）の対象から除外する。

二　第五章に規定する所要資本の額　子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額を、第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額のうち第百一条第三号に掲げる株式リスクの額の計算におけるエクスポージャーに含めるものとし、株式リスクの額以外の子会社化直後の特例手法適用子会社に係るリスクの額は０とする。この場合において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社が発行する株式に応じて、第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に分類するものとする。

２　前項第二号において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する持分比率が100％未満の場合であって、次の各号に掲げるときは、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額は、当該出資金の額を当該持分比率で除した額とみなす。

一　連結ベースの計算のとき

二　前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算であって、かつ、第百七十三条第一号において当該子会社化直後の特例手法適用子会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識しているとき

第二款　控除合算手法

（控除合算手法）

第百七十九条　連結ベースの計算に当たっては、次条に定める子会社について、当該子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に基づき適格資本の額を、法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額に基づき所要資本の額をそれぞれ算出する方法（以下この款において「控除合算手法」という。）を用いることができる。ただし、控除合算手法を用いる場合は、当該控除合算手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとし、当該控除合算手法を適用する子会社の範囲の変更が生じたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

２　控除合算手法適用子会社を有する保険会社等の適格資本の額及び所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　適格資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ　原則手法適用会社（控除合算手法適用子会社以外の保険会社等をいう。以下この款において同じ。）の適格資本の額

ロ　控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する次に掲げる資産の額を除いた額に当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

⑴　他の控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

⑵　原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）